

するに、開基檀那神戸藏人は、前田右近將監秀繼君内室の甥にて、秀繼君及び子息又次郎君に奉仕し、今石動に居たり。永傳寺は又次郎の建立にて、清庵は藏人の弟也。

○華嶽山開禪寺

曹洞宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開基、寛正元年珠庵和尚建立。長如庵先祖牌所能州田鶴濱に有之處、遼所故忌日の參詣難成に付、利常卿へ訴訟被申上、慶長十七年石川郡泉野寺地拜領之證印被下、長家先祖之位牌立置、代々參詣有之。とあり。龜尾記に云ふ。開禪寺は元と越中高岡の西北に當り、開禪寺屋敷と云ふ處に在りし也。其時の觀音今尚遺れり。利常卿一國に開禪といふ寺號の寺なくてならざる事との命にて、高岡より金澤へ引越を命ぜられたり。其時の尊書今尚寺に傳來す。さて右移轉の頃、從來安置せる觀世音動座なしがたきとの告あり。依て舊地に残したりといひ傳へたり。金澤にての寺地、初は木新保に建立、後長氏の邸内米倉より三輪藤兵衛の邸地へかけ寺地に成し、爰にありしかど、慶長十七年此地長氏へ賜はるに付、泉野玉泉寺の並に於て、二千五百歩を賜ふといへども、指支の事あり

て、更に今の地をば長如庵より願はれ、爰に建立し今に至る。長氏は能州田鶴濱の東嶺寺を牌所とし、如庵等の墳墓ありしかど、寛文十一年能登の領地を被召上、家士等皆金澤へ搬宅せしゆゑ、如庵の時の由縁を以て、開禪寺を假に菩提所とはなしたりといへり。開禪寺に藏する古文書の寫如左。

已上

當地開禪寺屋敷之儀、家中下屋敷に相渡候付而、理被申候條、爲替地木新保之内以可然所、十五間に二十間之分可相渡者也。

慶長十七年二月十八日 利 光 判

淺野 將監殿

河原 兵庫殿

西村 右馬助殿

石川 茂平殿

野村五郎兵衛殿

御狀令拜見候。仍曹洞宗開禪寺拜領屋敷之儀、御紙面之通、先日自江戸申來付而、屋敷御奉行方へ早速打渡候様

申渡候。右之通寺社御奉行へも相達候之條、左様御心得可被成候。恐慎謹言。

十二月七日

奥村河内榮明 判  
奥村因幡 判

長九郎左衛門様

乍恐申上候。

一、開禪寺と申寺者、謂御座候付而殿様被開召上、最前者木新保町に御屋敷拜領仕罷在候處に、彼地侍衆屋敷に罷成候御罷立申候。其後三輪法受下屋敷之裏に御屋布拜領仕、寺立申候用意まで先師被仕候得共、此屋敷をも御用之由にて指上申候。其後屋敷無御座候付而、當分長九郎左衛門下屋敷之内を少借借候而罷在候。寺及大破申付而、造作をも仕度奉存候。作事造畢候はゞ、江湖をも執行可仕覺悟に御座候。今之分に而者屋敷せばく、寺作り申事も不罷成致迷惑候。御慈悲を以、御屋敷被爲致拜領候者、難有可奉存候御事。

一、御屋敷於可被致拜領者、野町玉泉寺と並に罷在申候に、左之方明地之内を以、五十間四方拜領仕度候。何茂寺

屋敷之儀は右之步數ほど被致拜領跡に御座候。以上。

正保四年八月廿二日 開禪寺 等 育 判

前田 出雲守殿

奥村 河内守殿

横山 左衛門尉殿

長九郎 左衛門殿

津田 玄蕃殿

葛卷 藏人殿

裏書

右表書之屋敷、玉泉寺渡殘之内を以、千五十歩可被相渡者也。

奥 河内判

葛 隼人判

津 玄蕃判

横 左衛門判

長九郎 左衛門判

前 出雲判

熊谷久右衛門殿